

本校職員の引率・指導を伴わない探究活動に関する指導方針

岐阜県立関高等学校

まちづくりや学術研究などの探究活動において、本校生徒が、職員の引率・指導を伴わない活動に参加する場合には、以下の点に留意するよう指導する。

1 保護者の同意

活動に参加する場合は、事前に、生徒本人が保護者に確認し、必ず承諾を得た上で実施する。

2 学校への報告

保護者の承諾を得ると同時に、活動の目的及び内容を学校に報告する。報告先は、担任及び研究推進部とする。

3 情報モラルについて

活動において、電話・メール・SNS 等を使用する場合には、情報モラルを厳守する。特に、個人情報保護、SNS の運用に留意する。

4 保険適用について

事故等が発生した場合には、学校で加入している保険の適用外となることに留意する。